

# 『消したかな』あなたが守る 台言葉

## 春季全国火災予防運動

〔実施期間〕

3月1日(火)～7日(月)

### 住宅防火 いのちを守る7つのポイント

#### 3つの習慣

- 寝たばこは、やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた場所で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れる時は、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、燃えにくい製品(防災製品)を使用する。

○火災を小さいうちに消すために、消火器などの用意をする。

○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

**大切な生命と財産を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう!**

問 伊奈庁舎市民窓口課  
☎ 58-2111 (内線1112)

### 公的個人認証サービスの電子証明の発行を受けている方へ

電子証明書の有効期限は3年間です。新しい電子証明書の発行(更新)手続きが必要です。

- ・失効した場合には、国税の電子申告などの電子申請・届出に使うことができなくなります。
  - ・更新を希望する方は、市役所市民窓口課(伊奈・谷和原庁舎)で手続きしてください。
  - ・更新手続きを行った場合、現在の電子証明書は直ちに失効します。また、新しい電子証明書の有効期限は手続の日から起算して3年間です。
  - ・現在の電子証明書が失効した後でも、新しい電子証明書の発行を受けることができます。
  - ・この手続は日曜日開庁時には受け付けておりませんのでご注意ください。
- 【手続に必要なもの】
- ・住民基本台帳カード
  - ・お持ちの住民基本台帳カードが写真付きでない場合には、写真付きの公的身分証明書(運転免許証、旅券、障害者手帳など)
  - ・手数料500円

**悪質な訪問販売にご注意を!**

消防署の職員が、住宅を訪問して住宅用火災警報器を販売することは絶対にありません。

問・つくばみらい消防署 ☎ 58-0111・つくばみらい消防署谷和原出張所 ☎ 25-3119・つくばみらい消防署東部出張所 ☎ 52-1190

## くらしのQ & A

### クレジットカードの現金化

Q

「クレジットカードで現金化」というチラシがポストに入っていました。どういふものでしょうか。(40代・男性)

A

クレジットカードは、販売店で商品やサービスを購入し、後払いするためのものですが、悪質な販売店がそれを利用して取引を行っています。

例えば、クレジットカードで100万円の商品を購入したとすると、消費者には現金で70万円が渡されます。消費者は利用した直後は70万円を入手できますが、クレジットカード会社へは100万円を支払わなければならない、30万円は業者への手数料となります。

### 契約違反の危険な取引

クレジットカードを現金化する業者の多くは、広告で「安心」「安全」をうたっていますが、このような取引は、クレジットカード契約違反になります。カード会社から退会手続きを取られ、一度に利用金額を支払わなければならないこともあります。

クレジットカードの現金化は、借金が膨らむだけの大変危険な取引ですので、絶対に行わないようにしましょう。

問 市消費生活センター(谷和原庁舎1階) ☎ 25-3288